

プラタナス共済見舞金請求・祝金申請チェック表

請求(申請)する前に必ずご確認ください!

見舞金・祝金を請求(申請)される方は、下記の項目にチェックの上、ご請求(申請)ください。

見舞金	祝金	請求チェック項目	補足説明	会議所 使用欄
YES	YES	プラタナス共済の加入者(被保険者)ですか?	加入されていない方はご請求(申請)いただけません。	A S
YES	YES	共済制度の掛金はお支払いされていますか?	掛金が未納の場合、入金の確認ができるまでご請求(申請)いただけません。	明細表
YES	YES	本請求書(申請書)に貴社の代表者印が押印されていますか?	押印がない場合はご請求(申請)いただけません。	本請求書
YES	YES	振込先の銀行、支店、口座番号の間違ひはありませんか?	間違っていた場合は振込が遅れてしまいます。	明細表
YES	YES	添付される書類(証明書等)に不備はありませんか?	<p>該当書類に不備がある場合はご請求(申請)いただけません。</p> <p>添付書類のチェック項目</p> <p>【見舞金事故通院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断書又は証明書に通院日数が記載されていますか? ・ケガの原因が記載されていますか? <p>【見舞金病氣入院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1週間の加療の見込みを要する」等の記載による診断書のコピーは証明書になりません。 <p>【結婚祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届の預り書、戸籍届のお知らせ通知等は証明書になりません。 ・住民票は結婚の証明になりません。 	本請求書
YES		不慮の事故によるケガの通院又は病気で入院はプラタナス共済に加入いただいている期間中の出来事ですか?	プラタナス共済に加入期間中の通院(ケガ)・入院(病氣)についてのみご請求いただけます。	A S
YES		ケガ(通院)・病氣(入院)の発生日から3年以内に請求していますか?	見舞金は、発生日から3年を経過した場合は、支給規程による時効によりご請求いただけません。	A S
YES		今回請求される病名(又はケガ)と同じ病名(又は同じ原因によるケガ)で過去にご請求されたことはありませんか?	<p>過去に同一の病氣入院又は同一の原因により受傷したケガの通院で請求したことがある場合は、ご請求いただけません。</p> <p>但し、同一の病氣入院でのご請求に限り、過去に請求いただいた入院日数(30日未満)と今回の入院日数を合算して30日以上になる場合は、差額分を支給いたします。</p>	A S
	YES	結婚・成人・出生はプラタナス共済に加入いただいている期間中の出来事ですか?	プラタナス共済に加入期間中の結婚・成人・出生についてのみ申請いただけます。	A S
	YES	結婚・成人・出生の発生日から1年以内に申請していますか?	祝金は、発生日から1年を経過した場合は、支給規程による時効により申請いただけません。	A S
	YES	加入者(特に女性の被保険者)が結婚され、申請書類を提出する際、被保険者内容変更の書類も一緒に提出していますか?	氏名の変更手続がお済みでない場合、被保険者内容変更通知書をご提出ください。	A S
	YES	プラタナス共済の加入者(被保険者)になって6ヶ月を経過していますか?	<p>お祝金申請の場合は、新規加入後6ヶ月の加入期間が必要となります。</p> <p>増口されたお客様 増口後、6ヶ月を経過すると増口後の契約が優先されます。(6ヶ月未満で申請された場合は、増口前の契約が優先されます。)</p>	A S
	YES	申請書に記載していただく口座は、現在の掛金の振替口座と同一になっていますか?	祝金の振込先は、現在の掛金の振替口座を必ずご記入ください。	A S

すべてチェック(YES)がつかまりましたらご請求(申請)ください。

お問い合わせ先: 浜松商工会議所会員共済課 TEL: 053-452-1113